主文 0

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

0 事実

当事者の求めた裁判 第一

原告

本位的請求として、

原告が被告に対し、昭和三八年一二月三日付雇用契約に基づく職員たる地位にある ことを確認する。

第一次予備的請求として、

原告が被告に対し、昭和三九年七月一日付雇用契約に基づく職員たる地位にあるこ とを確認する。

第二次予備的請求として

原告が被告に対し、昭和三九年八月二〇日付雇用契約に基づく職員たる地位にある ことを確認する。

四 第三次予備的請求として、

原告が被告に対し、昭和四三年四月一日付雇用契約に基づく職員たる地位にあるこ とを確認する。

被告主文同旨。

当事者の主張

(すべての請求について共通の原因)

東京国税局長は、昭和三八年一二月三日以降昭和四三年六月二七日までの間、国税 庁長官から、東京国税局および同局管内の各税務署に勤務する、用務員たる一般職 々員を含む一定範囲の職員に対する任命権を委任されていた。

(本位的請求の原因)

原告は昭和三八年一二月三日被告(東京国税局長代行江東税務署長)との間の雇用 契約により、江東税務署の用務員として、すなわち被告の一般職の職員として採用 された。しかるに被告は、原告が右契約に基づく職員たる地位にあることを争つて いる。

(第一次予備的請求の原因)

原告は昭和三九年七月一日被告(東京国税局長代行江東西税務署長)との間の雇用 契約により、江東西税務署の用務員として、すなわち被告の一般職の職員として採 用された。しかるに被告は、原告が右契約に基づく職員たる地位にあることを争つ ている。

(第二次予備的請求の原因)

原告は昭和三九年八月二〇日被告(東京国税局長)との間の雇用契約により、江東 西税務署の用務員として、すなわち被告の一般職の職員として採用された。しかる に被告は、原告が右契約に基づく職員たる地位にあることを争つている。

(第三次予備的請求の原因)

原告は昭和四三年四月一日被告(東京国税局長代行江東西税務署長)との間の雇用 契約により、江東西税務署の用務員として、すなわち被告の一般職の職員として採 用された。しかるに被告は、原告が右契約に基づく職員たる地位にあることを争つ ている。

(すべての請求原因に対する答弁)

全部認める。

(抗弁)

ー 任期満了による退職その一

原告は非常勤の用務員として任用されたものである。右任用は、任期を・ 日とし、任命権者が別段の意思表示をしない限り、任用が日々更新される期間としての任用予定期間(以下において、任用予定期間というときは上述のような意味で用いる。)を昭和三八年一二月二八日までとして、いわゆる日々雇用の形態で行なわれたものである。したがつて原告は、石任用予定期間の末日の任期満了により当 然退職したものである(但し本位的請求原因のみに対する抗弁)。

前記任期の定めは有効である。

非常勤の一般職々員を、その任期を一日に限つて任用すること、すなわち日々雇用 することは、国家公務員法(以下、国公法と略称)にこのような任用を禁止した規定が存在しないこと、同法第六〇条の臨時的任用の規定は、同法が常勤官職に職員 を任用する場合は期限の定めのない任用をもつて建前とする関係上常勤職員の任用の場合であつても特に必要がある場合には例外的に期限付任用を容認する趣旨を明らかにしたものであつて、同条の存在をもつて、同法が日々雇用の非常勤職員の任用用を禁止しているものと解することはできないこと、同法附則第一三条、トニューの共享の任用に関する特例第一条、人事院規則ハーーニ職員の任免第七四条第一項第三号、第二項の各規定は、日々雇用の非常勤職員の存在をものと解されること等に鑑みると、それは同法上当然に許されているものと解すべきである。なお、日々雇用の非常勤職員が、国公法上の身分保障を奪われるになるものではない。けだし国公法および人事院規則の身分保障に関する規定の適用については、常勤職員と日々雇用の非常勤職員とでなんら区別はなく、東分保で、東京、日本の任期の範囲内にとどまるに過ぎないからである。

(二) 仮に前項の主張が採り得ないものとしても、原告の任用については、次に述べるような事情があつたから、前記任期の定めは、有効である。 江東税島署は東京都江東区<以下略>に所在したが、同署の庁舎は、昭和二三年八月ごろに建築したものであるため老朽化した。それで来署納税者に好感を与えると

任期満了による退職その二

(一) 被告は昭和三九年一月以降も、原告を、左記のとおり前後一六回にわたり、その都度一定の任用予定期間を定めて、日々雇用の非常勤の用務員として断続的に任用した(以下、左記の各任用は頭書の番号をもつて特定し、これによつて呼称するものとする。)。

右1ないし7の任用は、東京国税局長代行江東税務署長、8、9および16の任用は東京国税局長代行江東西税務署長、10ないし15の任用は東京国税局長がこれを行なつたものである。

(二) 右によって明らかのとおり、原告は昭和三九年一月以降右任用予定期間の末日の任期満了によって当然退職し、その数日後に再び任用されるという経過が昭和四三年四月まで繰り返され、同年六月二七日に最終的に退職した。なお、被告(江東西税務署長)は、同年五月二三日原告に対し、同年六月二七日限り原告を任用しない旨を告げて退職の予告をし、次いで同年六月二七日原告に対し同日限り任用しない旨を通告したものである(以下前記各任用において定められた任用予定期間の末日の任期満了による退職を、当該任用を特定する番号と同じ番号で特定し、これによって呼称するものとする。)。

以上に述べた退職の後の任用は、いずれも退職前の任用を継続したものではなく、別個独立の手続により、新規になされたものであるが、万一裁判所によつてこの主張が容れられず、退職後の任用は退職前の任用を継続したものと認められる場合に備えて、被告は原告の前述の一連の退職の事実をすべて雇用関係終了の抗弁と8ままする(但し1ないし7の退職の主張は本位的請求原因のみに対する抗弁であよび9の退職の主張は本位的および第一次予備的請求原因のみに対する抗弁であり、8のそれは第一次予備的請求原因に対しては本位的抗弁、10ないし15の退職の主張は本位的、第一次予備的請求原因に対しては本位的抗弁、16の退職の主張はすべての請求原因に対する抗弁であり、第三次予備的請求原因に対しては本位的抗弁、16の退職の主張はすべての請求原因に対する抗弁であり、第三次予備的請求原因に対しては本位的抗弁)。

(三) 非常勤の一般職の職員を日々雇用の形態で任用することが国公法上許されるものであることは、既に述べたとおりであるから、前記1ないし16の各任用における任期の定めはいずれも有効なものである。

(四) 仮に前項の主張が採り得ないものとしても、被告が原告を前述のように断続的に任用するについては、次に述べるような事情があつたから、前記各任用における任期の定めは有効である。

江東税務署は、昭和三九年七月一日江東東税務署と江東西税務署に分割された。原 告はそれ以降は江東西税務署の用務員として任用されたのであるが、同署の用務員 としては、原告のほかに従来江東税務署に勤務していた常勤の一般職々員である前 記のAが配置された。同年一一月二五日新庁舎が完成し、同年一二月三日に同庁舎の一、二階に江東西税務署、三、四階に江東東税務署がそれぞれ移転した。右移転後の新庁舎の清掃は、そのうち窓ガラスおよび床面のワックス清掃だけは専門業者 に委託され、毎日の清掃は用務員によつて行なわれることになり、江東西税務署で は前記Aと原告がこれを行なうことになった。ところが昭和四〇年九月ごろ同庁舎 南側隣地に生コンクリートを製造することを業とする東協生コン株式会社の深川工場が完成し、完成と同時に操業を開始したが、生コンクリートを製造する過程において飛散するセメント粉末が大量に庁舎に飛来し、庁舎の机上や床の隅々までセメ ント粉末の塵埃が蓄積し、近時操業が激しくなるに従つてその量も多大となつたの で、到底原告ら二名の用務員をもつてしては充分な清掃が行なえない状態となつ た。一般に近代化されたビル庁舎の清掃は、清掃機具あるいは化学薬品等の使用を 必要とし、従来の用務員による清掃方法では果たし得ないものがあり、専門の業者 に委託して行なわなければ庁舎の適切な維持管理に万全を期することはできないの である。また、行政機関は行政事務を執行するに当たり、最少の経費をもつて最大の効果を挙げるような措置を講ずることが国民に対する責務であり、この経費の面からも庁舎の清掃を専門業者に委託するのが合理的である。江東東および西税務署 当初から完成後の新庁舎の清掃は専門の業者に委託する方針であつたが、前述 のとおり隣地工場のセメント粉末の飛来による庁舎の汚れも甚しくなつたので、昭 和四三年七月一日から専門の業者に庁舎の清掃を委託することを決定した。それで 用務員の従来の主な仕事であつた毎日の事務室、廊下、階段、便所、洗面所の掃除 ぽ、右業者によつて行なわれることになり、右以外の業務は用務員一名で充分行な うことができることになったので江東西税務署としては、常勤用務員であったAを そのまゝ用務員として残し、原告は不要となつたので当初任用時の事情や年令等を も考慮して同年六月二七日限り任用しないことにしたのである。 任意退職

(一) 原告は昭和四〇年三月二九日被告から退職手当の支給を受けて任意退職した。仮にしからずとしても昭和四一年三月二八日被告から退職手当の支給を受けて

任意退職した。仮にしからずとしても、昭和四二年三月二八日被告から退職手当の支給を受けて任意退職した。仮にしからずとしても昭和四三年三月二八日被告から 退職手当の支給を受けて任意退職した。

右任意退職については原告はその都度被告(東京国税局長)から退職を示 す辞令の交付を受けた(以上いずれも、本位的および第一、第二次予備的請求原因 に対する抗弁)

(抗弁に対する答弁)

- 任期満了による退職その一について · ) 抗弁(一)の事実中、原告が形式上非常勤の用務員として任用されたこと は認めるが、その余の事実は否認する。
- 仮に原告の任用が被告主張のとおりになされたものとしても、その主張の  $(\square)$ ような任期の定めは、次の理由によつて国公法上許されないものであるから無効で ある。
- 1 国公法の任用に関する原則は、期限の定めのない任用である。これは国家公務 員の身分を保障するためのものである。
- 国公法は、同法第五九条の条件付任用と同法第六〇条の臨時的任用の二つの場 合だけ期限付任用を認めている。そして臨時的任用については、これをなし得る場 合を厳格に定め、任用更新も一回だけしか認めていない。国公法は右二 つの期限付 任用を、前記の任用に関する原則の例外として限定的に明示したものと解される。 したがつて国公法は条件付任用でも臨時的任用でもない日々雇用の任用を禁止して いるものと解するのが正当である。原告の前記任用は条件付任用でも臨時的任用で もない。
- 国公法附則第一三条は、職務と責任の特殊性に基づき国公法の特例を規定する 3 場合も「この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。」 る。公務員の身分保障は同法第一条でも明らかなように同法の定める根本基準の・ つである。それ故国公法附則第一三条をもつてしても同法上の身分保障の原則を破 壊するような無制限な期限付任用を認める特則を規定することはできない。同条は 非常勤職員についてであっても、その身分保障を奪う根拠とはなり得ない。同条に基づく人事院規則ハーー四それ自体は、職員の採用の方法の問題であって、競争試験や選考によらない方法で任用された者が身分保障を奪われてよいという根拠には ならない。また人事院規則ハーー二第七四条も国公法の身分保障の原則を破る根拠 とはなり得ない。同条の存在をもつて非常勤職員の日々雇用容認の根拠であるとす るのは、筋道を逆転させた論理であつて、若しそのように解されるのであれば、同 条は国公法に違反した無効のものである。
- 非常勤の一般職の職員について日々雇用による任用が許されるものとすれば、 かかる職員は公務員としての義務は課されるにかかわらず、身分保障の点で国公法の保護が得られず、さりとて公務員であるが故に労働基準法第二一条但書の適用も受けられないことになる。これでは非常勤の一般職の職員は、同じ仕事をしている常勤の一般職の職員や民間の労働者に比較して、非常勤の一般職の職員という身分常数に不能に関する。 の故に不当に差別されることになる。これは明らかに憲法第一四条の法の下の平等 に反し、憲法第二七条の労働の権利を侵害するものであつて憲法違反である。
- 抗弁(三)前段は争う。仮に国公法が例外的に期限付任用を、前記二 場合以外に認めるものとしても、原告の前記任用については、任用の事情および仕事の性質上その例外の場合には該当しないから、原告の任用に付せられた任期の定 めは法律上許されないものであつて無効である。したがつて原告は、いずれにせ よ、期限の定めなしに任用されたものというべきである。
- 抗弁(三)後段の事実中、江東税務署の新庁舎建築ないし同署の分割の関係、同署 の用務員として常勤の行政職俸給表(二)の適用を受ける一般職々員が二名いたこ とおよび原告が亀戸職業安定所を通じて応募し、面接の結果採用されたものである ことはいずれも認めるが、その余の事実はすべて否認する。原告は用務員の定員に 欠員が生じたのでこれを補充するために任用されたのである。清掃業務下請化まで 臨時的に常勤の用務員の仕事を補助するために任用されたのではない。このことは 次のような事実に徴しても明らかである。
- 昭和三八年一二月、原告が亀戸職業安定所を通じ応募した際、同所係官の話で は「一年もたてば賃金は二万円になるし、本採用にもなる。」 ということであ り、面接の際も、同趣旨のことを言われた。
- 分割前の江東税務署の用務員の定員は四名であつたが、一名欠員のまま三名の 用務員で仕事をやつてきた。しかるに昭和三六年ないし同三六年ごろ右の内の一名

が死亡したので、欠員が二名になつてしまつた。しかし当局は欠員を補充しなかつ たので二名の用務員の仕事は極めて忙しく、残つた用務員の方からも欠員を補充す るよう強い要求が出されていた。

清掃業務の下請化の問題は、原告が任用された当初のころ、被告の当局におい ては全く予想していないことであつた。昭和三九年一二月に庁舎移転が行なわれた 際ですら問題になつていなかつた。

原告が任用された直後江東税務署のC副署長が原告の本採用の件で国税局と交 渉している事実があり、原告は同署会計係長からも「署が分割になれば本採用にな るでしよう。」と言われていた。また、その後歴代の署長、総務課長が再三にわた つて「本採用になるよう努力している。」と原告に述べてきているし、労働組合と 当局との団体交渉の中でも、本採用の約束があることを前提として当局から「努力 している。」との回答を得ている。

5 原告の勤務形態ないし仕事の内容は、常勤用務員と全く同じものであり、まさ しく、恒常的なものであつた。すなわち原告は朝六時に出勤し、床、廊下の掃除、 玄関、便所の掃除、庁舎の周囲の掃除ないし環境整備および署長、副署長室の掃除 を行なった。また、勤務時間中にはガラスふき、郵便物の発送、銀行への使い、屑 紙の回収、焼却、物品購入、修繕等の部品購入等の仕事を行なつた。また、午後五 時から六時までの間は、また掃除を行なつてから帰宅した。

ニ 任期満了による退職その二について

抗弁(一)の事実中、被告がその主張の日、原告を前後一六回にわたり、

非常勤の用務員として任用する手続をしたことは認めるが、その余は争う。 (二) 抗弁(二)の事実中、被告が昭和四三年六月二七日原告に対し、同日限り原告を任用しない旨通告したことは認めるが、その余は全部争う。 (三) 仮に原告の任用が被告主張のとおりになされたものとしても、その主張の

ような任期の定めは、前述のような理由によつて許されないものであるから無効で ある。

(四) 抗弁(四)前段は争う。仮に国公法が例外的に期限付任用を条件付任用の 場合と臨時的任用の場合以外に認めるとしても、原告の右任用については、任用の事情および仕事の性質上、その例外の場合に該当しないから、原告の右任用に付せられた任期の定めは法律上許されないものであつて無効である。 抗弁 (四)後段の事実中、江東税務署が昭和三九年七月一日被告主張のとおり分割 され、それ以後原告は江東西税務署の用務員となつたこと、同署の用務員としては 原告のほかに常勤の一般職々員であるAが配置されたこと、昭和三九年一一月二五 日に新庁舎が完成し、同年一二月三日同庁舎一、二階に江東西税務署、三階(新庁 舎は三階建)に江東東税務署がそれぞれ移転したこと、移転後の江東西税務署の庁 舎の清掃は窓ガラスおよび床面のワックス清掃については専門業者に委託され、毎 日の清掃については、原告ら二名の用務員によって行なわれることになったこと 新庁舎の隣地に生コンクリート製造工場が完成し、操業が開始されるにおよび庁舎 がセメント粉末で汚れるようになつたことおよび庁舎清掃業務を専門業者に委託す ることに伴う職員の配置転換が被告主張のようになされたことは、いずれも認める が、その余の事実は否認する。専門業者の行なう清掃は床、廊下の掃除、玄関、便 所の掃除だけである。それ以外の場所すなわち署長室、副署長室、印刷室、分析室 などは外部の業者に清掃を行なわせることはできず、従前どおり用務員がやらなければならない。また特に倉庫、書庫の整理などは、税務署の性格から言つて外部の 業者にできるものではない。その他、発送や銀行への使いなども用務員のなすべき 重要なしかも恒常的な仕事として残つている。したがつて専門業者に清掃業務を委 託することにより原告の任用が不要になつたという被告の主張は全く根拠のないも のである。

三 任意退職について

抗弁(一)の事実中原告が被告主張の日に被告から退職手当の支給を受け (-)たことは認めるが、その余は否認する。 (二) 抗弁(二)の事実は争う

(再抗弁)

原告は昭和三八年一二月三日に任用されて以降、昭和四三年六月二七日被告からそ の主張のような通告を受けて就労を拒否されるまでの間、常勤の一般職々員と全く 同様に勤務した。この間原告の任用予定期間なるものが、被告主張のとおりのもの として断続的に設定されたとしても、任用予定期間と任用予定期間とに挿まれた中 間の日は、毎年年度末すなわち三月末の一日を除いては、すべて日曜日その他の休 日であつて、常勤の一般職々員であつても勤務を要しない日である。それ故右任用 予定期間の設定ないしその末日の任期満了による退職および再任の手続(但し各予 備的請求の原因としてのそれを除く)は、全く形式的なものであつて、紙の上の操 作に過ぎない。したがつて、

一 仮に原告が被告主張のとおり、日々雇用の用務員として任用されたものとして も、原告の仕事の実態ないし内容は民間の日雇のそれと同様のものであり、勤務先 が税務署であるからといつて民間の日雇と差別される合理的理由は全くないから、 労働基準法第二一条但書を準用して、当初任用された日から、同条但書所定の国公 法第五九条所定の条件付任用期間である六か月を加えた計七か月を経過した日以降 は、原告の任用は、期限の定めのないものに転化したものというべきである(但 し、任期満了による退職の抗弁のうち、当初任用の日から七か月を経過した日以降 に退職の日が到来するものに対する再抗弁)。

二 仮に一般職の職員を日々雇用という形態で任用することが許されるものとするならば、それは国公法第六〇条所定の臨時的任用の一形態と見るほかない。そうだとすると、そのままの形態で一年を超えて勤務させることは、同条によつて許さないところである。若しかかる形態で任用された職員が一年を超えて勤務するに至った場合は、同条の趣旨に鑑み、該職員は正規の職員として任用されたもの、すなわち期限の定めなしに任用されたものと看なされるべきである。したがつて仮に別告が日々雇用の職員として任用されたものとしても、原告は当初任用された日から一年を経過した日に期限の定めなしに任用されたものと看なされるべきである(但し任期満了による退職の抗弁のうち、当初任用の日から一年を経過した日以降に退職の日が到来するものに対する再抗弁)。

職の日が到来するものに対する再抗弁)。 三 仮に原告が日々雇用の職員として任用されたものとしても、原告の日々雇用 は、昭和三八年一二月四日以降実に四年七か月にもわたつて更新されてきたのであ るから、かかる度重なる更新により、少くとも昭和四三年六月二七日当時には、原 告の任用は、期限の定めのないものに転化していたものというべきである(すべて の抗弁に対する再抗弁)。

(再抗弁に対する答弁)

再抗弁事実中、原告が昭和三八年一二月三日以降昭和四三年六月二七日までの間において被告主張の前後一七回にわたる任用予定期間を断続的に勤務したことは認めるが、その徐はすべて争う。

第三 証拠(省略)

〇 理由

第一 本位的および第一、第二次予備的請求についての判断

一 右各請求の原因たる事実(各請求に共通の原因たる事実を含む)は、当事者間 に争いがない。

これによれば、原告の昭和三八年一二月三日、昭和三九年七月一日および同年八月二〇日の任用形態が、原告主張のように期限の定めのない任命であろうと、または被告の主張するように任用予定期間を限つた日々雇用のものであろうとも、原告は、遅くとも昭和四三年三月二八日までには、被告と合意の上任意退職し、前記任命に基づく一般職の国家公務員たる地位を失つたものと認めざるを得ない。また以上のような事実関係の下においては、原告が同日までに退職したことを争うのは、

一 右請求の原因たる事実(すべての請求に共通の原因たる事実を含む)は、当事者間に争いがない。

二 最終的退職の抗弁について考察する。

(一) 原告の任用形態

成立に争いのない乙第五号証の三の記載、証人 Cの証言および原告本人の供述によれば、昭和四三年四月一日なされた原告の任用は、原告の同意を得て、非常勤の用務員としてなされたもので、任期を一日とし、任命権者が別段の意思表示をしない限り、任用が日々更新される期間すなわち被告主張の任用予定期間を昭和四三年六月二七日までとして、いわゆる日々雇用の形態で行なわれたものであることが認められる。

(二) 期限付任用の許否

つて、一般職の国家公務員の期限付任用が原則として禁止されているという論理的必然性はない。採用について、成績主義によらない職員の期限の定めのない任用を許さないということと、成績主義に則つた職員にも期限付任用を認めるということは、論理的に両立し得るからである。また、同法第五九条のいわゆる条件付任用期間の規定は、職員の職務遂行能力判定のために六か月間の条件付採用を認めたもので原告の主張するような意味での特則と解し得ないことは敢えて説明するまでもない。

を避けようとしたものである。したがつて、同法第六〇条の規定が存するからとい

国公法は、職員の分限免職および懲戒免職の事由を明定して(同法第七五条第一項、第七八条、第八二条参照)、職員の身分を保障している。しかし、一般職の国家公務員の任用に任期の定めをすることが同法の定める身分保障を奪うものである。のよりも先ず、国公法の定める身分保障とは、公務員が法定の事由および手続によらずして、分限または懲戒処分を受けることのないのを担保するためのものである。公務員の任命行為の性質を公法上の契約と解すると否とを問わず、公務員となるべき者の同意のない任命に要立てある。任命に期限の定めをすることについても、任命権者が一方的に設定できるものではなく、相手方の同意を要件とするのである。自らの任命に期限を定め

ることを同意しながら、後にその期限が身分保障の制度に反するから無効であると 主張するのは、それ自体背理であるといわなければならない。のみならず、およそ 任命行為に期限の定めをすることは、制度的には、身分保障とは全く別個な問題で ある。公務員の任命も、公務員が労務に服し、使用者たる政府がこれに報酬を支払 うことを約することにおいて、私法上の雇用契約と異ならないのである。そして、 私法上の雇用契約においては、使用者と労働者の法形式的平等を実質的平等に高め るために、民法の特別規定として労働基準法が設けられた。この労働者保護立法で ある同法が、雇用期間を認めながら、かえつて一年を越える長期の雇用契約を禁止 しているのである(一四条)。雇用(公務員の場合は任用)に期間の定めをするこ とが、労働者(公務員)の保護と矛盾しないことは、これによつて明らかである。 しかも、右の規定は、一般職の国家公務員にも準用されるのである(国公法第一次 改正法律附則第三条) すなわち、任期の範囲内においては、国公法ないし人事院 規則による身分保障の規定が、特段の定め(国公法第八一条参照)ある場合のほか は、等しくその職員にも適用されるのであるから、身分保障に欠けるところはない のである。したがつて、身分保障の関係で該職員が他と不当に差別されているとの 主張ないしこれを前提として任期の定めが憲法第一四条、第二七条に違反している との主張は採ることができない。

以上検討したところによれば、恒常的に置く必要のある常勤の一般職の公務員を任用する場合であつても、国公法第五九条、第六〇条所定の場合以外に、任期を定めることは、同法上必ずしも禁止されていないものと解すべき余地が充分に存するのである。なお、念のため付言すれば、被告主張のように国公法附則第一三条や人事院規則ハーー四や同ハーーニの第七四条の各規定が一般職の公務員の期限付任用が原則として禁止されないとの解釈の根拠となるものではない。ところで、常勤の一般職公務員の任用について右に述べたとおりである以上、非常勤の一般職公務員を任用する場合においては、右の「非常勤」が字義どおりのものである限り、任期を定めてこれを任用することは、国公法上少しも妨げられないものと解さざるを得ない。

しかしながら、国公法第一条第一項がうたう同法制定の目的に鑑みれば、少くとも恒常的に置く必要がある官職に充っき常勤の職員についるの能率的運営に行るできるとして安んじて自己の職務に専念させ、以のようなの能率的運営の任用するのが同法の建前でし、近期を定めなしに任用するのが同法の建前でし、近期を定めた任用は、それを必要とする特段の事由が存し、との解釈を定めた任用は、そのを表別の任用に、との解釈を定め、場別のである(最明昭和三八年四月二日、民集第一五条の二(期限付任の表別)。ちなみに、人事院規則八一二職員の任免第一、本件には適用がなるのが、の表別には、有のような解釈を前提として設けられたものと解されて、個別では、有のような解釈を前提としてのみならず、いわゆる非常勤の公務員についてのみならず、いわゆる非常勤の公務員についてのみならずな職員についてのみならずな職員についてのみならずな職員についてのみならずな職員についてのみならずな職員についてのみならずな職員についてのみならずな職員についてのような解釈を前提として考察を進めた。よって以下においては、右のような解釈を前提として考察を進めることにする。

2 成立に争いのない乙第二〇号証の一、二の記載、証人Dの証言および原告本人の供述ならびに弁論の全趣旨によれば、用務員としての原告の勤務時間その他の勤務態様ないしその従事する仕事の内容は、江東西税務署の常勤の用務員であつたAのそれと同様のものであつたことが認められる。原告が「非常勤」の用務員として任用されたものであることは、前判示のとおりであるが、右認定の事実によれば、「非常勤」というのは、単なる名目に過ぎず、実質的には原告は常勤の用務員であったと認めざるを得ない。そうだとすると、原告の前示任用に付せられた任期の定めについては、前項の末段に判示したところに従い、それが国公法上許されるものであったか否かを検討しなければならない。

3 任期ないし任用予定期間設定の事情

江東税務署が昭和三九年七月一日に江東東税務署と江東西税務署に分割されたこと、それ以降原告は江東西税務署の用務員として任用されてきたのであるが、同署の用務員としては原告のほかに従来江東税務署に勤務していた常勤の一般職公務員である前記のAが配置されたこと、同年一一月二五日に新庁舎が完成し、同年一二月三日に同庁舎一、二階に江東西税務署、三階に江東東税務署がそれぞれ移転したこと、右移転後の右庁舎の清掃については、そのうち窓ガラスおよび床面のワック

ス清掃だけは専門業者に委託され、毎日の清掃は用務員が行なうものとし、江東西 税務署では、前記Aと原告の二名がこれを行なつてきたこと、昭和四〇年九月ごろ 同庁舎南側の隣地に生コンクリート製造工場が建設され、その操業が開始され、 コンクリート製造過程で飛散するセメント粉末のため庁舎が汚れるようになつたこ と、以上の事実は当事者間に争いがない。右争いのない事実と証人Dおよび同Cの 各証言、原告本人の供述、証人Cの証言により真正に成立したものと認められる乙 第六ないし第八号証、成立に争いのない乙第二一号証、第二二号証の一、二、官署 作成部分の成立について争いなく、その余の部分については弁論の全趣旨によつて 真正に成立したものと認められる乙第二三号証の一ないし一二の各記載ならびに弁 論の全趣旨によると、原告が任用された昭和四三年四月一日当時、被告は、前記庁 舎の清掃全部を能率的且つ経済的に行なうため、これを外部の専門業者に委託する 予定でいたものであるが、これが実施されると江東西税務署としては、用務員は常 動の一般職々員であるA一名で足り、原告は不要となるので、原告のためも考慮し、その実施を同年七月一日からとし、原告を前判示のとおり、従前同様、任期を 一日とし、任用予定期間を右委託清掃実施予定の直前である同年六月二七日までと 定めて任用したものであることが認められる。

右認定の事実によれば、原告を任用するに当たり前示のような任期ないし任用予定 期間を定めるについては、これを必要とする特段の事由があつたものというべきで あり、また右認定の事実と用務員の職務が公務とはいつても、庁舎の清掃その他の 単純な肉体的労務を内容とするものであって、直接に公務の運営にたづさわるものではないことを考慮すると、原告を任用するに当たり、前示のような任期ないし任用予定期間を定めたことは、いまだもつて国公法のとる前記のような建前に反する ものではないと思料される。

右のとおりとすると、原告の任用に付せられた任期の定めは、国公法上許されるも のであつて、有効なものといわなければならない。

任期満了による退職

国公法第一次改正法律附則第三条によつて準用される労働基準法第二一条但 書、第一号、第二〇条第一項本文の規定により、原告のように日々雇用された職員 が一か月を超えて引き続き使用されるに至った場合、被告が該職員との日雇契約の 締結を拒否しようとするときは、少くとも三〇日前にその予告をするか、または三 〇日分以上の平均賃金を支払わなければならないものと解される。そして、原告本 人の供述、右供述と弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる乙第一 号証の一ないし三の各記載ならびに弁論の全趣旨を総合すると、被告(江東西税務 署長)は、昭和四三年五月二三日ごろ原告に対し、同年六月二七日限り、任用更新 はしない旨告げたことが認められる。

再抗弁について 2 1 期限付任用が期限の定めのない任用に転化するという原告のいわゆる転化論がいかなる事実主張であるかは朋確を欠くが、期限付任用が長期間継続されるという 事実があれば、これを間接事実として、期限の定めのない任用という要証事実の存在が推認さるべきであるという主張と善解しても、この主張は理由がない。公務員 の任用は、厳格なる要式行為であつて、任用が期限付であるか否かは、通知書の記 載によつて決定される。期限付任用を長期間更新したとしても、このことから期限 の定めのない任用の存在を推認し得るものではないからである。また右の主張を期 限付任用が七か月または一年間継続したときは、これを法律要件として、期限の定 めのない公務員関係という法律関係が発生するという主張と善解しても、この主張 は理由がない。労働基準法第二一条但書、国公法第五九条および第六〇条も、この ような法律効果発生の要件を規定したものではないし、また解釈によつてそのよう な理論を導き出すこともできないからである。したがつて、原告の右主張は採るこ とができない。

以上のとおりであるから、原告は昭和四三年六月二七日の経過をもつて、同日 の任期満了により、当然退職したものといわなければならない。 三 右のとおりであるから、原告の第三次予備的請求も理由がない。

結び

よつて原告の本訴請求は、いずれもこれを棄却することにし、訴訟費用の負担につ いては、民訴法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 岩村弘雄 宮崎富哉 飯塚 勝)